

国民健康保険の保険料率が決まりました

国民健康保険料は、世帯ごとの加入者の数や基礎控除後の所得額に応じて計算します。

令和4年度の保険料率をお知らせします。

国民健康保険課 (☎504-2159、☎504-2135)

国民健康保険料とは

国民健康保険は、加入者からの保険料を医療費に充てる、加入者同士が支え合う医療保険の一つです。

市内に在住で、後期高齢者医療制度や職場の健康保険などに加入していない人は、原則国民健康保険に

加入することになります。保険料は世帯主に課せられ、世帯収入や世帯構成などに応じて変わります。

毎年、料率を決め世帯ごとに計算します

保険料は、「被保険者均等割」「世帯別平等割」「所得割」についてそれ

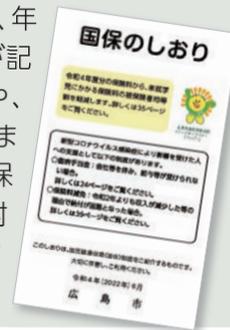
ぞれ医療分、支援分、介護分を計算し、その三つを合算した額が、その世帯の1年間の保険料になります。(介護分は40歳以上65歳未満の人に限りません)

市HP ページ番号 3086



保険料を記載した通知を個別に郵送します

6月10日(金)に、年間保険料などが記載された通知や、制度についてまとめた冊子「国保のしおり」を、対象者に郵送します。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への生活支援

令和4年中の収入見込額が令和3年中の収入額より3割以上減少するなど、保険料の支払いが困難な場合には、保険料の減免・徴収猶予制度があります。詳しくは、お住まいの区の保険年金課へお問い合わせください。

市HP ページ番号 161274



令和4年度(1世帯の年額)	被保険者均等割 ^{※①} (加入者1人につき)		世帯別平等割 (1世帯につき)		所得割 (令和3年中の基礎控除後所得額 ^{※②})		1世帯当たりの最高限度額
	【医療分】	【支援分】	【医療分】	【支援分】	【医療分】	【支援分】	
	2万3493円	8,744円	2万3180円	8,628円	100分の6.24	100分の2.40	医療分 65万円 支援分 20万円 介護分 17万円
	7,765円		5,885円		100分の1.77		

※① 下表のとおり減額措置あり
※② 総所得金額などから基礎控除額(所得金額に応じて異なります)を差し引いた額

未就学児の均等割の減額 (令和4年度改正)

令和4年度から、未就学児の被保険者均等割を半額に減額します。

※低所得世帯の軽減(7割、5割、2割の軽減)が適用される世帯の未就学児については、適用後の額からさらに半額を減額します

【未就学児の均等割保険料】

5割減額	7割軽減	5割軽減	2割軽減
	+1.5割減額	+2.5割減額	+4割減額
5割減額	計8.5割減額	計7.5割減額	計6割減額

…未就学児の減額 …低所得世帯の軽減

スマホ決済アプリの利用拡大

保険料などを、スマホ決済アプリのPayPay(ペイペイ)と、LINE Pay(ラインペイ)でも納付できるようになりました。

国民健康保険課 (☎504-2159、☎504-2135)

PayPay、LINE Payが追加

スマホ決済アプリを利用すれば、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、金融機関などに出向くことなく納付できます。

下表の徴収金で利用できるアプリは、これまでPayB(ペイビー)のみでしたが、PayPay、LINE Payも利用できるようになりました。詳しくは市ホームページで確認するか、下表担当課へお問い合わせください。

市HP ページ番号 277986



ご注意を

- 次の場合、スマホ決済アプリでの納付はできません。区役所や市税事務所などの窓口か金融機関で納付してください
 - ・納付書にバーコードが印字されていない
 - ・納付書1枚の金額が30万円を超える
 - ・バーコードの取扱有効期限を過ぎている
- 領収証書は発行されません
- 二重納付にご注意ください

徴収金	担当課	問い合わせ先
・介護保険料(普通徴収分)	介護保険課	☎504-2173 ☎504-2136
・国民健康保険料(普通徴収分) ・国民健康保険税	保険年金課	☎504-2159 ☎504-2135
・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)	保険年金課	☎504-2158 ☎504-2135
・保育料 ・保育園等副食費(公立分)	保育企画課	☎504-2153 ☎504-2255
・市営住宅使用料 ・市営店舗使用料 ・市営住宅等附設駐車場使用料	住宅政策課	☎504-2395 ☎504-2308
・学校給食費	健康教育課	☎504-2490 ☎504-2328

人権研修の講師を派遣します

身の回りにある人権問題について、地域や職場などで理解を深めるための研修の場に、人権啓発指導員を講師として派遣しています。

国民健康保険課 (☎504-2165、☎504-2609)

学びの場にご利用ください

人権とは、人種や民族、性別を超えて万人に共通した権利で、誰にとっても身近で大切なものです。

人権問題への理解を深めるため、人権をテーマとした研修会などを開催する際には、お気軽にご相談ください。

■対象

市内のグループの集まり、各種学校・団体などの学習会、企業での職場研修

■申込方法

まずは、日程やテーマなどを電話やファクス、メールなどで、ご相談ください

■費用

無料(研修会場はご用意ください)

こんなテーマがあります

- 人権教育
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障害のある人の人権
- 同和問題
- インターネットと人権
- 性的指向・性自認
- ハラスメント など

■研修資料のご利用を

人権啓発DVD、パネルの無料貸し出しを行っています(販売はしていません)。DVD、パネルの一覧など、詳しくは市ホームページで。

- ・DVD一覧 ページ番号 11674
- ・パネル一覧 ページ番号 11673

■DVDの例

作品名	内容
新・人権入門	職場でありがちな人権に関するトラブルシーンをショートドラマで再現
自他尊重のコミュニケーションと職場の人権	コミュニケーション不全が引き起こす職場のハラスメントについて

■パネルの例 インターネットと人権



サイズ 41㌻×61㌻